

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 運営要綱

(趣旨)

第1条 歯と口腔の健康づくりに関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例(平成18年三重県条例第83号)第14条第1項の規定により設置された三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会(以下「検討会」という。)の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 検討会は、歯と口腔の健康づくりに関する事項を調査し、及び検討するものとする。

(検討会の組織)

第3条 検討会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、県議会議員のうちから県議会議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、調査及び検討の終了までの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長1人及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、検討会の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。

2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

(事務)

第7条 検討会の事務は、県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、三重県議会基本条例第14条第2項の規定により県議会議長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月14日から施行する。